


意見書・再意見書

2023年2月 / 日

吹田市長宛

住所 大阪市此谷区泉屋3丁目6番32号
 氏名 宗教法人本真寺代表役員 西村正淳
 電話番号 06(6461)2805
 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書
 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市高茨町計画新築工事		
事業区域の位置	吹田市 高茨町1044番3、1044番4(地番)		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	別紙(通)		
※受付年月日	R4年9月9日	※受付番号	第 号 04-L-08
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

再意見書

この度、当方の意見書/R4.12.8受付 第04-L-08号に対して頂戴しました見解書/R5.1.19受付を受け、事実と異なる点がありましたので再意見書を提出いたします。

1、第1 事業主としての見解における■事業主による調査のア ヒアリング調査（ア）近隣ヒアリング調査(R.4.6.29)について

「近隣商店街店主等にヒアリング調査を行いました」とありますが、当方が平成18年にお聞きした内容と相違があります。平成18年のときには、複数の方が「子どもの頃に今の墓地よりも北側に墓があった」と話され、本堂裏手の墓地に隣接する地番1044番3の土地にかつて墓地があったとお聞きしています。

20年以上前のことなのでお話を伺った方々は既に逝去されて代替わりしており、御社がヒアリング調査された方がこうした史実をご存じないのではないかと推察されます。御社がどのような内容・方法でヒアリング調査されたのか、またヒアリング調査した人数・対象者の年代をお示しいただきたく存じます。

2、（ウ）近隣ヒアリング調査(R.4.9.6)について

「近隣説明に際し、高浜神社、本眞寺の各職員にヒアリング調査を行いました」との記述がありますが、本眞寺の各職員は地元住民ではなく、歴史や経緯について全く把握していません。

3、同（エ）近隣ヒアリング調査(R.4.10.14)について

「本眞寺住職にヒアリング調査を行いました」との記述がありますが、御社従業員から正式にヒアリングを受けたことは一度もありません。境界確認の際の立ち話で「この土地は墓地だったのですね、今度ヒアリングをさせて下さい」と言われましたが、意見書を提出するまでにこちらから墓地の有無について示唆したことは一切なく、何をもって住職にヒアリング調査したとされているのかご教示ください。

なお、第2 ご要望に対する回答について、御社が建築基準法、その他関係法規ならびに条例等に則って事業を進める事は十分に理解していますが、ベランダからマンション住民と目が合ったり、視線に気を使うなど心静かにお参りできなくなるのではと墓参者から心配や不安の声が高まってきています。

争いの絶えない世の中になってきましたが、心静かに手を合わせて大切な亡き人を偲びたい墓地使用者と、心安らぐ生活の場とするマンション居住者がトラブルにならないよう

具体的な手立てを十分に御社が施して下さることを念じてやみません。

当方の要望事項3～5に関しては、昨年12月15日、本年1月11日と協議したものの結論が出ず、引き続き御社の方で検討し、協議の場を設定いただくとのことですが、今後の協議を円滑に進めるためにも議事録の作成を要望するとともに、墓地使用者とマンション居住者の双方にとって良い方策をご考案いただくよう何卒宜しくお願い申し上げます。


見解書・再見解書

2023年 2月 9日

吹田市長宛

事業者 住 所 大阪市北区中崎西二丁目4番12号
 氏 名 株式会社コスモスイニシア
 西日本支社 支社長 石渡 健二
 電話番号 06 (6292) 7285
 住 所 東京都中央区日本橋室町一丁目1番8号
 氏 名 大栄不動産株式会社
 常務執行役員 住宅事業部担当 星合 洋
 電話番号 03 (3244) 0676
 代理人 住 所 大阪市中央区平野町一丁目5番7号
 氏 名 株式会社長谷工コーポレーション
 石坂 章
 電話番号 06 (6203) 4983

吹田市開発事業の手続等に関する条例第17条 ^{第2項} _{第4項} の規定により、次のとおり
 見解書
 再見解書 を提出します。

開発事業の名称		(仮称)吹田市高浜町計画 新築工事		
事業区域の位置		吹田市 高浜町 1044番4、1044番3		
予定建築物		<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見 対 する 見 解	別紙のとおり			
	※受付年月日	R4年9月9日	※受付番号	第04-L-08号
※備考			※受付印	

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見に対する見解欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この見解書・再見解書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称)吹田市高浜町計画 新築工事 再見解書

この度は再意見書を賜り、ありがとうございます。
再意見書/R.5.2.1 受付 第 04-L-08 号(以下「再意見書」)に対する事業主の見解を再見解書としてご回答申し上げます。

第1 事業主としての見解

1. 「事実と異なる」というご指摘につきまして

再意見書冒頭に、「事実と異なる点がありました」との記載がございますが、どの点が「事実と異なる」か、再意見書の記載では分かりかねます。

仮にご意見者さまが「平成 18 年に」「複数の方」から伺った内容と見解書記載の内容が相違しているということをして「事実と異なる点がありました」とされているのであれば、以下「2. 「ヒアリング調査」につきまして」記載のとおり、人から聞いた話、すなわちヒアリングは、人の記憶に頼る部分があり、「事実」とは異なる場合があります。

事業主としましては、見解書/R5.1.19 受付 第 04-L-08 号(以下「見解書」)で記載した通り、吹田市保管の公文書において本件敷地における墓地の存在が明確に否定されていることに加え、複数の調査結果を総合的に判断して、見解書及び本再見解書を提出しております。

2. 「ヒアリング調査」につきまして

(1)総論

「ヒアリング調査」は調査手法の一つにすぎません。

事業主におきましては、ヒアリングによる調査の他に、空中写真による調査、埋蔵文化財試掘調査、古地図による調査を行い、更に公文書を調査した上で、見解書及び本再見解書を提出しております。

ヒアリング調査は、人の記憶に頼る部分がある調査手法であるところ、人の記憶は時間を経るごとに薄れたり、他の記憶と相まって変遷したりしてしまう可能性があります。また、他の方から伝え聞いたことも混じったものであれば、その方の記憶や発言が正確かといった判断も難しいため、ヒアリング調査は、公文書等、書面かつ信頼できる他の調査の補足という位置づけにすぎません。

以上より、「ヒアリング調査」のみにフォーカスを当ててご回答差し上げることが墓地の存否を明らかにする上で結果を左右するものではございませんが、念のためご回答申し上げます。

(2)現地周辺ヒアリング調査(R4.6.29) 実施者：マックスエンジニアリング(株)
土壌調査・地歴調査の一環として以下のヒアリング調査を行っております。

【ヒアリング内容（ここでは墓地存否に関する質問のみ抜粋）】

・（空中写真と住宅地図をご覧いただきながら）本件敷地に墓地が存在したかどうか

【ヒアリング人数】

・約 15 人

※主に、本件敷地の北側道路と西側道路に面した商店街の店主・お買い物客の方です。

【対象者の年齢】

・75 歳以上を対象

※昭和 30 年代の情報が必要だったため。

【ヒアリング結果】

・ご回答の中で、墓地の範囲につきましては、本件敷地南側隣接の本真寺内(旧護国寺内)の墓地しかご記憶にない方ばかりで、現地周辺ヒアリング調査では、本件敷地内に墓地が存在していたという情報は得られませんでした。

(3)近隣ヒアリング調査(R4.9.6) 実施者：事業主従業者

近隣説明に際し、高浜神社、本真寺の各職員にヒアリング調査を行いました。

神社仏閣職員の方を対象としたヒアリング調査を行った理由としましては、本件敷地の周辺に長期に住まわれている住民の皆様よりも、地元の歴史についてご存じである可能性があるためです。

尚、神社仏閣職員ヒアリング調査では、「そのようなことは知らない」「わからない」といったものばかりで、墓地存否を裏付ける具体的な証言は得られませんでした。

(4)近隣ヒアリング調査(R4.10.14) 実施者：事業主従業者

本真寺住職：■■■■ 氏にヒアリング調査を行いました。

本真寺住職：■■■■ 氏との境界に係る現地立ち合いの際、事業主従業者が直接お会いしてヒアリングをさせていただいた、という認識です。

事業主従業者から「本件敷地の一部（地番 1044 番 3）が旧地目：墓地であったこと」を伝え、「本件敷地に墓地が存在した可能性を調査している」旨を伝えたところ、本真寺住職：■■■■ 氏から「本真寺では境内北部に墓地が現存しており、前身である護国寺時代から、境内北部には墓地が存していた為、地番 1044 番 3 部分にも墓地が存していた可能性はある。」との回答を賜りました。

尚、本ヒアリング調査では、本眞寺住職：西村氏より本件敷地の全部または一部が墓地として利用されていた可能性が示唆されたものの、具体的な根拠はありませんでした。

以上がヒアリング調査に関するご質問へのご回答でございます。

3. 結論

事業主としては、各種調査を実施した結果、吹田市保管の公文書において本件敷地における墓地の存在が明確に否定されていること、空中写真や古地図でも墓地の存在を確認できないことから、本件敷地上に墓地が存在していたことはないという旨の見解書を提出いたしました。

特に吹田市保管の公文書において本件敷地における墓地の存在が明確に否定されている事実は重要であると考えており、当該公文書の内容が、事業主における空中写真による調査、埋蔵文化財試掘調査、古地図による一連の調査結果とも矛盾がないため、それらを総合的に判断すれば、本件敷地上に墓地が存在していたことはないといえます。

第2 ご要望に対する回答

これまで事業主従業者らは本眞寺に何度もご訪問させていただき、お考えや、ご意見をお伺いさせていただく等、コミュニケーションを取らせていただいております。

また、ご意見者さまがいかにか本眞寺（旧護国寺）の再興に心を砕かれておられるか、につき理解を深めるとともに、神社仏閣に対する畏敬の念や心の皈依処に対する配慮等に照らし、周辺住民のみなさまの宗教的信仰心に対する配慮を今後とも心がけて参ります。

事業主としましては、今後も継続的に協議を行わせていただきたいと思います。 「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層説明会の場も含め、引き続き、継続的な意見交換をお願いできればと考えております。

改めまして、この度は貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

以上